

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17- 028	2017/01/27	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	宮城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は全体的に焼損していた。〇カートリッジタンクは膨張していた。〇油受皿内部からガソリンの成分が検出された。〇使用者は灯油缶の横にガソリン携行缶を保管しており、事故発生当日の朝、カートリッジタンクに給油していた。●当該製品の油受皿からガソリンが検出されたことから、使用者がガソリンを誤給油したため、使用時の温度上昇に伴いカートリッジタンク内の内圧が上昇し、油受皿からあふれたガソリンに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン等の揮発性の高い油は絶対に使用しない。」旨、警告表記されている。	平成29年2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K17- 027	2017/02/06	2020/05/21	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者は、事故発生当日、当該製品を消火せずに外出した。〇使用者は当該製品の右側約30cmの位置に猫用ケージを2個重ねて置き、その上に樹脂製容器に入れた猫のえさを置いていた。〇当該製品は、右側面から背面にかけて著しく焼損しており、焼損部に溶融固着した樹脂が付着していた。〇製品内部の燃焼部、送油経路、電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。〇燃焼筒にすすの付着は認められなかった。●事故発生時の状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成29年2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K17- 026	2017/02/10	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品の外観は、正面から見て左側の下角付近が著しく焼損しており、熱が下から上に伝わって操作部左側を変形させた状態であった。〇ふだんは家人が給油作業を行っているが、事故当時は使用者が1人で行った。〇使用者から使用状況に関する証言は得られなかった。〇当該製品内部の燃焼筒、電気部品及び電磁ポンプに異常は認められなかった。〇置台は、左前面を中心に焼損した痕跡が残っていた。〇カートリッジタンクはリコール対象(2000年以前)以降のものであり、ロキン等の部品類及び開閉動作に異常は認められなかった。〇当該製品左前のじゅうたんが焼損し、焼損したじゅうたんから灯油が検出された。〇当該製品には、給油時自動消火装置は付いていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、使用者が給油作業中に灯油がこぼれ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17- 025	2017/02/05	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	千葉県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者は、当該製品を使用したまま製品正面側に座って寝ており、熱さで目を覚ましたところ、本体全体に炎が広がっていたとの申出内容であった。〇しんは緊急消火位置まで下がっていたが、使用者は当該製品に水を掛けて消火しており、本体のスピード消火ボタンを使用したかは不明であった。〇当該製品は全体的に焼損が著しく、樹脂部分は全て焼失していた。〇油受皿及びカートリッジタンクに破損や変形はなく、油漏れは認められなかった。〇当該製品の置台の空気流入口付近にはライターや蚊取り線香の台等、多くの異物が焼損してたまっていた。また、置台上には綿ぼこりが焼損した痕跡が認められた。〇当該製品の燃焼筒の正面左側及び天板内側中央部にすすが付着しており、燃焼筒の下にあるしん調節器の空気調節穴からすすが吹き出している痕跡が認められた。〇当該製品の燃焼筒底部にすすが付着していたが、燃焼筒底部の穴が完全に閉塞するほどの量のすすの付着は認められなかった。〇当該製品の周りには、衣類や雑誌等が積まれていたが、本体に繊維等の付着がなく、接触による引火は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、置台上の燃焼筒への吸気口を塞いでいた異物により、燃焼筒へ供給される空気が不足して不完全燃焼が生じ、発生した未燃ガスに引火した火が置台上の可燃物、綿ぼこり、当該製品全体へ延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には使用前の注意書きとして、「製品内部のほこりをときどき掃除する。」「点火前には置台の上には可燃物がないことを確認する。」旨、記載されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年3月2日

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17- 024	2017/02/24	2020/05/21	石油こんろ	東京都	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	〇燃焼筒及びしん案内パイプ内側にすずの付着はなく、しんの先端は柔らかい状態であり、タールの付着もないため、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇開放油タンク底部の塗装は焼損せずに残っており、腐食もないため、油漏れの痕跡は認められなかった。〇当該製品の外部に大きな変形が認められたが、内部の部品は焼損しているものの、著しい変形や欠落は認められなかった。〇しんが降下していた位置、しん調節つまみの軸の位置、ツメ車のピンの位置は、いずれも対震自動消火装置が作動したときの位置にあった。〇類似品を確認した結果、点火状態と消火状態で、対震自動消火装置が作動したときの各部の状態は同じであった。●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17- 023	2017/03/21	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	大阪府	右記参照	〃	(火災)店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者は、店舗内の厨房で天ぷら調理をしていたが、途中で眠りこんでしまい気が付いたら周辺に火が回っていたと証言している。〇当該製品は、外部が著しく焼損していた。〇電源コード、コントロール基板、気化器加熱用ヒーター及びコイル部品に出火の痕跡は認められなかった。〇吹出口周辺に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇油受皿から灯油があふれた痕跡は認められなかった。〇灯油配管や気化器周辺から灯油が漏れた痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンクと油受皿に灯油が漏れた痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成22年3月30日からリコールを実施。回収率:29.9%
B1K17- 022	2017/01/23	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	山口県	右記参照	〃	(火災)当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。	〇使用者が給油後、カートリッジタンクを運んでいた際に、灯油がこぼれて当該製品から出火した。〇当該製品は全体的に焼損していた。〇当該製品の燃焼筒にすずの付着は認められなかった。〇しん案内筒の状態から、しんは消火位置まで下がっていたと考えられるが、事故時に当該製品が消火状態であったか、事故後に対震自動消火装置が作動したのかは判断できなかった。〇油受皿に油漏れは認められなかった。〇当該製品は給油時自動消火装置の搭載されていない製品であった。〇カートリッジタンクは膨張しており、事故発生後、本体の近傍で確認された。●当該製品は、カートリッジタンクの給油口のロックが不十分であったため、使用者がカートリッジタンクを運んでいた際に灯油がこぼれて引火し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口は確実に閉め、給油口を下にして、油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。	平成29年3月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年3月30日
B1K17- 021	2017/02/21	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は著しく焼損していた。〇燃焼筒にすずは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇製品内部に、油漏れ等の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から35年以上経過した製品。事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年4月18日。平成29年4月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K17- 020	2017/03/31	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	右記参照	〃	(火災、重傷1名、軽傷1名)当該製品及び建物4棟を全焼し、2棟を部分焼する火災が発生し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	〇当該製品は、対震自動消火装置は搭載されていたが、給油時自動消火装置は搭載されていなかった。〇使用者は、当該製品に電池を装着しておらず、ライター(点火棒)で点火していた。〇事故直前、使用者は当該製品の横に灯油の樹脂製容器を置き、手動式ポンプでカートリッジタンクに給油した後、当該製品の周辺にあった新聞紙等に灯油がこぼれており、新聞紙から出火したとの申出内容であったが、事故現場から灯油の樹脂製容器の残さ物は発見されなかった。〇油受皿及びカートリッジタンクには変形又は腐食による穴等の異常はなく、油漏れは認められなかった。〇事故後、カートリッジタンクは所定の位置に入っており、蓋は正常に閉まっていた痕跡が認められた。〇しん及びしん調節つまみの軸は、消火位置を示していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	平成29年4月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17- 019	2017/04/21	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	山形県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物3棟を全焼する火災が発生した。	○当該製品は全体的に焼損しており、外郭が著しく変形していた。○当該製品に異常燃焼及び油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まった状態で当該製品に装着されており、タンク本体に変形等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17- 018	2017/05/22	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	佐賀県	右記参照	〃	(火災、死亡2名)当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、2名が死亡した。	○当該製品の燃焼筒は同事業者製の別型式のものであった。○当該製品はリサイクルショップで購入されたものであるが、別型式の燃焼筒が組み合わされた時期、経緯は不明であった。○当該製品の燃焼筒寸法が大きかったため、当該製品の本体と燃焼筒の嵌合は不完全な状態であった。○事故時の燃焼筒と類型品の燃焼部本体を組み合わせた燃焼試験では、天板を数cm越える程度の炎の状態が確認された。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に別型式の燃焼筒が組み合わされていたことにより異常燃焼が生じた可能性が考えられ、当該組合せが製造時に生じたとは考えにくく、組み合わされた経緯も不明なことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品
B1K17- 017	2017/07/21	2020/05/21	石油こんろ	宮城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物5棟を全焼し、2棟を部分焼する火災が発生した。	○使用者が当該製品に点火した後その場を離れ15分後に戻ったところ、当該製品の下から覆うように炎が出ており、背面の内壁が床から天井まで燃えていたとの申出内容であった。○当該製品の燃焼筒にすずの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○置台に強い焼損痕等の吹き返し現象の痕跡は認められなかった。○使用者宅でガソリンは保管していなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17- 016	2017/10/25	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	奈良県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は過熱により外装の下地が露出していた。○当該製品は、芯調節つまみ以外の樹脂部品(点火ボタン、消火ボタン、取っ手等)が焼損、溶融していた。○当該製品は、天板の裏、反射板及び燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品は、置台の裏側及び油受皿のタンク受け部に過熱の痕跡は認められなかった。○当該製品の油受皿内部の残油は青色を呈していた。○使用者の納屋に灯油(無色透明)、混合油(青色)及びガソリン(赤色)が混在して置かれていた。●当該製品は、使用者がカートリッジタンクに誤って混合油を給油したことで揮発成分に引火したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「ガソリン等の揮発性の高い油は使用しない。」旨、記載されている。	
B1K17- 015	2017/10/29	2020/05/21	石油給湯機	熊本県	右記参照	〃	(火災)ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○外郭の側面にすずが付着し、電源コード、リモコンコードの樹脂製被覆が著しく焼損していた。○当該製品の設計上の電源コードの長さは2.5m以上であるが、確認できた電源コードの長さは約1.1mであった。○電源コードはコードの中間位置で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○当該製品は焼損していたが、電気部品及び燃焼系部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、約1週間前から点火が悪い等の不具合が生じていた。○当該製品の電源コードを切断、再接続等が施された経緯は特定できなかった。●当該製品の電源コードが切断され再接続されていたため、接続部が接触不良により異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から20年以上経過した製品

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17- 014	2017/11/13	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	右記参照	〃	(火災、死亡1名、軽傷2名)当該製品を使用 中、建物1棟を全焼、建物4棟を類焼す る火災が発生し、1名が死亡、2名が軽傷 を負った。	〇当該製品に点火後にその場を離れ、約10分後に戻ったときに、当該 製品から約1.5mの炎が上がっていた。〇当該製品は変形しており、全 体の焼損が著しかった。〇ガード及び天板の裏面に繊維状の付着物が 認められた。〇油受皿からガソリンは検知されなかった。〇カートリッジ タンクは焼損していたが、口金は締まった状態であった。〇使用者は、 当該製品の付近にポール式ハンガーを設置し、衣類を掛けていた。● 当該製品のガード及び天板の裏面に繊維状の付着物が認められたこと から、付近にあった可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。な お、本体及び取扱説明書には、「衣類等の乾燥には使用しない。」、取 扱説明書には、「衣類等の燃えやすいもののそばでは使用しない。」旨、 記載されている。	平成29年11月24日に消費者安全法の重 大事故等として公表済
B1K17- 013	2017/11/21	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品の外郭は、正面操作部周辺の焼損が著しかったが、置台周 辺に比較してすずの付着が少なく、側面はいずれも樹脂製取っ手が残 存していた。〇天板及び燃焼筒には、異常燃焼した痕跡は認められな かった。〇カートリッジタンクは全体的に焼損しているが、給油口のねじ 式口金も確実に閉まっており、焼損や熱変形も認められなかった。ま た、樹脂製油量計表面は溶融していたが、残っていた灯油は漏れてい なかった。〇置台表面は、全体に塗装色が残し、吹き返し現象の痕跡は なかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定 には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、 製品に起因しない事故と推定される。	製造から25年以上経過した製品。平成29 年11月30日に消費者安全法の重大事故 等として公表済
B1K17- 012	2017/11/18	2020/05/21	石油ファンヒーター(開 放式)	兵庫県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)当該製品及び建物を全 焼する火災が発生し、1名が死亡した。	〇当該製品の焼損は著しく、落下物で著しく変形していた。〇樹脂部品 の大部分が焼失していた。〇燃焼室の奥側にすずの付着はなく、異常 燃焼の痕跡は認められなかった。〇バーナーの炎口、点火電極及びフ レームロッドに異常は認められなかった。〇カートリッジタンクに膨らみ はなく、口金は給油口に固着しており、樹脂部が焼失していた。〇カ ートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。〇事故発生 現場にあった樹脂製容器と当該製品周辺の残さ物からガソリン成分が 検出された。●当該製品に異常は認められず、事故現場で確認された 樹脂製容器と当該製品周辺の残さ物からガソリン成分が検出されたこと から、使用者が当該製品に誤ってガソリンを給油したため、揮発成分に 引火したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「ガソリン 使用禁止」旨、記載されている。	
B1K17- 011	2017/11/21	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品の給油タンクに給油後、 当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物 5棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し た。	〇使用者が、給油した当該製品のカートリッジタンクの蓋を上にして本 体まで運び、本体に戻そうとしたところ、こぼれた灯油が当該製品にか かって出火した。〇使用者がカートリッジタンクを本体に戻す前に、蓋を どのように閉めたか、事故発生時に蓋が開いたのか等の詳細は確認で きなかった。〇事故以前の当該製品の使用に不具合等はなかった。〇 当該製品の本体は、全体が著しく焼損していた。〇油受皿の底面には、 さび等の腐食はなく、油漏れの痕跡も認められなかった。〇しん調整つ まみのスピンドルは時計の10時方向を向いており、消火位置(4時方向) にはなっていない。〇当該製品はリコール対応機種であったが、 カートリッジタンクはリコール対応済みであり、全体的に焼けて膨張して いたが、蓋のヒンジにがたつきは認められなかった。●事故発生状況の 詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、事故以前の当 該製品の使用状況に異常が認められないことや、当該製品に油漏れ等 の痕跡がなく、事故後の当該製品のカートリッジタンクが膨張している ことから、カートリッジタンクの気密性に異常はなく、油漏れもなかったと考 えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17- 010	2017/12/07	2020/05/21	石油ストーブ(密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は使用者により棚下に設置されており、側面が壁付けされて離隔距離がない状態であり、給排気管に断熱カバーは使用されていなかった。○当該製品の給排気筒、ガラス筒、ポット等の内部にすずの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○制御基板、内部配線及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。○燃焼リングに出火の痕跡は認められなかった。○定油面器に油漏れ等の異常は認められなかった。○給油ホースに亀裂が認められた。○当該製品は設置以降、点検されていなかった。●使用者が当該製品を設置の際に十分な離隔距離を確保していなかったこと、給排気管に断熱カバーを使用していなかったことにより、給油ホースから漏れた灯油が給排気管の熱により過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品の据付けは使用者自身で行わない。当該製品右側面と壁面は保守点検のため30cm以上離す。給油ホースにひび割れが生じていないか点検し、3年に1度新しいものに交換する。」旨、注意表記されている。	
B1K17- 009	2017/12/02	2020/05/21	石油ストーブ(密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品の置台の下に敷き布団を挟み、掛け布団が当該製品の温風吹出口にかかるようにして、当該製品が足下にくるように就寝していた。○給排気経路、電気回路及び送油経路に異常は認められなかった。○当該製品内部に異常燃焼等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の周辺には紙、衣服、布団等があった。●使用者が当該製品の温風吹出口直近に可燃物を置いて使用したことで、可燃物が過熱され出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「衣類、紙等で温風吹出口や空気取入口を塞がない。」旨、警告表記されている。	・使用期間:8年
B1K17- 008	2017/12/09	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	千葉県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、カートリッジタンクに灯油を半分くらい給油した後、当該製品をライターで点火して使用していたが、約1時間後、当該製品の上方に約10cmの炎が立ち上がったため、消火を試みたが、消火できなかった。○当該製品は、全体的に著しく焼損しており、燃焼筒のガラス外筒が溶融して変形するほどの高温状態で燃焼した痕跡が認められた。○油受皿に亀裂、腐食等による油漏れの異常は認められなかった。○カートリッジタンクに、膨らみ、傷及び亀裂は認められず、口金の開閉は正常に行うことができたが、口金パッキンは焼損しており、傷や破損の有無は不明であった。○使用者は、灯油が入った樹脂製容器の近くに、ガソリンが入った携行缶及び3個の給油用の手動ポンプを置いており、ガソリン及び灯油を給油するために手動ポンプを兼用で使用していた。○使用者は、事故発生直前に、カートリッジタンクに給油したが、灯油を給油したのか、ガソリンを給油したのか記憶が定かではなかった。○灯油が入っていた樹脂製容器内の油分の成分を分析したところ、灯油とともにガソリン成分が検出された。●当該製品にガソリンを誤って給油したため、使用中に異常燃焼して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない。」旨、記載されている。	
B1K17- 007	2017/12/15	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	宮城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生前日に使用者が給油を行い、事故発生日に使用者の妻が当該製品に点火した後、約30分後に出火した。○当該製品の燃焼筒や機器内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに膨張や蓋の変形等の異常は認められなかった。○使用者は、住宅に保管していた灯油のほかに、別棟の物置にガソリンを含む混合油を保管していたが、当該製品内部からガソリン反応は検出されなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17- 006	2017/12/28	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の前方で炎が上がっていた。○当該製品は前面の焼損が強く、背面はほとんど焼けていなかった。○当該製品内部は基板、気化器等が焼損していたが、異常燃焼の痕跡や油漏れはなく、出火につながる異常は確認できなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡や油漏れは認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17-005	2017/01/01	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	大阪府	右記参照	〃	(CO中毒、死亡2名)一酸化炭素中毒で2名が死亡し、現場に当該製品があった。	○当該製品のしん調節つまみは、燃焼量が最大の位置で停止していた。○当該製品は燃焼筒の拡炎板の爪が折れて破断し、拡炎板は上下逆さまの状態に燃焼筒の上部に置かれていた。○拡炎板の爪は、構造上、容易に破断するものではなかった。○当該製品を事故当時の状態で燃焼させたところ、燃焼排ガス中の一酸化炭素と二酸化炭素の比がJISの規格値(0.001以下)を超え、密閉試験では一酸化炭素と二酸化炭素の比がJISの規格値(0.005以下)を超えたことから、当該製品が異常燃焼していることが判明した。○当該製品の拡炎板を正常な状態に戻して燃焼させたところ、燃焼排ガスはJISの規格値を満足した。○燃焼筒にすずの付着や変形は認められなかった。○しんに異常は認められなかった。○油受皿やカートリッジタンクに漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、燃焼筒の拡炎板の爪が破損し、上下逆さまの状態に燃焼筒の上部に置かれていたため燃焼時に不完全燃焼となり、高濃度の一酸化炭素が発生して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17-004	2017/01/10	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	神奈川県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は点火後に異音が生じ、炎が天板から約30cmの高さになった。○使用者は事故発生時に火力調節範囲より小さい火力で使用していたが、しん調節つまみが回らず、消火ボタンでも消火しなかったため、消火器で消火した。○しんの先端は毛羽立ち、硬くなっており、タールの付着が認められた。○当該製品の外観や内部部品に変形、組立不良等は認められなかった。○しん調節つまみは回転し、消火ボタン及び対震自動消火装置は正常に機能した。○しん調節つまみの機構部分に異物等の混入はなく、部品や外郭との干渉やその痕跡は認められなかった。○最大の火力及び火力調節範囲より小さい火力で燃焼実験を行ったところ、異音の発生及び炎が天板を超えることはなく、燃焼状態に異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17-003	2017/12/28	2018/05/23	石油ファンヒーター(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者が居間で倒れており、その横で当該製品が後ろ向きに倒れ、しん調節つまみ付近に火が見えた。○しん調節つまみ等の樹脂部品が焼損していた。○本体内部の対震自動消火装置やしん上下機構の樹脂部品等が焼失していた。○しんの先端部にタールが付着していた。○しんの吸い上げ部の一部がしん案内筒(内側)に溶着し、一部が焼損していた。○燃焼筒にすずの付着は認められず、異常燃焼の痕跡はなかった。○置台の上に油漏れの痕跡はなかった。●当該製品は、しんの先端にタールが生成していたことから、当該製品が転倒して対震自動消火装置が作動した際にしんが完全に下がらず、しんの上部で燃焼が継続して樹脂製のしん調節つまみ等が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K17-002	2017/02/01	2018/05/23	石油ファンヒーター(開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を運転中、使用者は焦げ臭いと感じ居室を確認するとソファが燃えていたため消火した。○当該製品は、正常に運転が可能であった。○前パネル左下の一部に焼け、置台前部左側の一部に焼けが認められた。○操作基板、メイン基板、配線類に焼損は認められなかった。○電磁ポンプと送油パイプ、気化器と逃げパイプの締結用ナットに緩みは認められなかった。○気化器に焼けた痕跡は認められず、バーナー網にすずの付着は認められず、バーナーの混合器内部にすずの吸い込みは認められなかった。○燃焼室内部にすずの付着は認められなかった。○カートリッジタンクには焼けた痕跡及び変形は認められず、口金の取っ手(樹脂製)等に焼けた痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められず正常に運転が可能であったことから、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K17- 001	2017/02/14	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	三重県	右記参照		(火災)ビニールハウス内で当該製品を使用 中、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○使用者が給油したカートリッジタンクを当該製品に戻そうとした際、当 該製品が後方に転倒して出火した。○過去に使用者がしんを交換したこ とがあった。○当該製品の焼損は著しかった。○カートリッジタンクは焼 損しているが、灯油漏れを起こした痕跡は認められなかった。○燃烧筒 の内部に異常なすすの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認めら れなかった。○油受皿に灯油漏れを起こした痕跡は認められなかった。 ○しん調節軸の金具の取付け位置が正常位置とは異なっており、しん は完全に下りきっていなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故 原因の特定には至らなかったが、当該製品を倒した際に灯油がこぼれ たため、当該製品の火がこぼれた灯油に着火し、火災に至ったものと考え られ、製品に起因しない事故と推定される。	